二　住宅宿泊事業法第五十条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

155～173　［略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

47　［2～46　略］

法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

48～54　［略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

51　［2～50　略］

法別表第三の二十一の二の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

52　法別表第三の二十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

53～62　［略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

46　［2～45　略］

法別表第四の五の二の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

47～53　［略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～50　略］

51　法別表第五第二十五号の二の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

52～62　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。

153～171　［同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～46　同上］

［新設］

47～53　［同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～50　同上］

［新設］

51　法別表第三の二十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

52～61　［同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～45　同上］

［新設］

46～52　［同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～50　同上］

［新設］

51～61　［同上］

○財務省令第四十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の三第一項第八号及び同条第九項の規定により読み替えられた所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十二条第一項第六号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十一第四項第四号中「第二十三条第八号」を「第二十六条第二項第二号ニ」に、「株式投資契約」を「投資に関する契約」に改め、同条第七項第一号中「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、同号イ中「次号」を「ニ及び次号」に改め、同号ニ中「第一項第二号に定める日」を「基準日」に改め、同号ニ(1)中「、地域再生法第十六条の確認を受けた日において」及び「に掲げる要件に該当するものであり、かつ、第四項第四号に定める契約の締結の時において同令第二十六条第一項各号」を削り、同号ニ(2)中「当該特定新規中小会社が(1)の確認を受けた日」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行の日」に、「同日以後三年を経過する日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「から第四号まで」を「又は第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）附則第十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行規則第十九条の十一の規定は、なおその効力を有する。

○財務省・農林水産省令第二号

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第七条の二第一項から第三項までの規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則を次のように定める。

平成三十年六月一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健

独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則

（持分の払戻請求の手続）

第一条　独立行政法人農林漁業信用基金法（以下「法」という。）第七条の二第一項の規定による払戻しの請求は、理事長の定める様式による請求書を独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に提出して行わなければならない。

2　前項の請求書には、理事長の定める書類を添えなければならない。

（払戻金の算定方法）

第二条　法第七条の二第二項の主務省令で定めるところにより算定した金額は、法第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に係る最終の貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額に対する法第七条の二第一項の規定による請求に係る持分に相当する金額とする。

（持分の払戻しの停止）

第三条　法第七条の二第三項の規定による払戻しの停止は、当該払戻しの停止に係る者に対し当該払戻しの停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2　信用基金は、前項の規定により払戻しを停止した場合において当該払戻しの停止を解いたときは、速やかに、当該払戻しの停止を受けた者に対してその旨を通知するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。